

事務連絡
令和5年3月15日

会員各位

一般社団法人群馬県トラック協会

血圧計導入促進助成事業の実施について(通知)

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）では、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施いたします。

一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）では、全ト協が行う同機器の助成申請の取次を、昨年度に引き続き実施いたしますので、通知します。

本助成金の交付を受けようとする会員事業者は、次により所定の申請をして下さい。

記

1 助成対象者

- (1) 県ト協の定款に定める会員（以下「会員」という。）
- (2) 会費の滞納がない者
- (3) 中小事業者

※中小事業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 助成対象機器

助成の対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守医療機器である全自動血圧計（業務用）のうち全ト協が認めた機器（別表のとおり）を新たに買取導入したものとする。（中古品及びリースでの導入は助成対象外）

3 助成交付額

1台あたり、機器の取得価格の1/2（千円未満切り捨て）
（全ト協）上限50,000円

- ※ 取得価格に消費税は含まない。
- ※ 昨年迄の台数制限（1事業者1台まで）は、廃止する。
- ※ 取得価格は、本体各であり、プリンタ用紙などのオプション価格や連携ソフトの価格は含まない。
- ※ 国から補助金が交付された機器に対しては、助成金は交付しない。

4 助成期間

令和5年4月1日（土）から令和6年2月2日（金）の間に、対象機器を買取にて導入し、かつ代金の支払いが終了すること。

但し、期間内であっても予算が終了した場合は打ち切ることがある。

なお、割賦・手形およびリースでの導入は助成対象外とする。

5 申請手続き

助成を受けようとする会員は、様式第1「血压計導入促進助成金事業実績報告(請求)書」に所定の書類を添えて令和6年2月9日（金）までに請求するものとする。

※今年度より、導入・支払い後の申請(実績報告)となります。

6 その他

本件に関する問合せは、一般社団法人群馬県トラック協会（TEL 027 - 261 - 0244 担当：業務部）へご連絡下さい。

以上